

岩手県県民ゴルフ場事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 25 号

岩手県県民ゴルフ場事業特別会計条例を廃止する条例

岩手県県民ゴルフ場事業特別会計条例（昭和 63 年岩手県条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岩手県県民ゴルフ場事業特別会計の平成 17 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。